

名古屋大学大学院医学系研究科附属メディカルx Rセンター使用内規

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院医学系研究科附属メディカルx Rセンター（以下「センター」という。）の使用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(使用範囲)

第2条 センターが主催する講習会等以外に、名古屋大学大学院医学系研究科並びに医学部及び医学部附属病院（以下これらを総称して「研究科等」という。）の職員及び学生が各種研修等に使用できるほか、センターの運営に支障がなく、かつ、次の各号のいずれかの用途に該当する場合（営利を目的とし、不特定多数の者から入場料又はこれに類するものを徴して行う場合を除く。）に限り、研究科等の職員及び学生以外の者（以下「学外者」という。）にも使用させることができる。

- 一 学術団体が主催する会合，研修等
- 二 医療の知識及び技術を習得するための訓練，試験等
- 三 その他研究科長が適当と認めた用途

(使用許可物品)

第3条 前条に定める使用範囲においてセンターで使用することのできる教育用物品は、別のとおりとする。

(使用許可申請)

第4条 センター及びセンターの教育用物品を使用する者は、センターのウェブサイト上のオンライン予約システムによる予約，又はセンターの職員に確認の上での所定の申請書への記入をもって、使用許可の申請を行うものとする。ただし、学外者が使用する場合は、研究科等の職員を通じて所定の申請書を提出しなければならない。この場合において、名古屋大学財産管理役に対しても所定の資産貸付申請書を併せて提出しなければならない。

2 前項のセンターの使用に係る申請は、使用する日の前日（前日が土曜日、日曜日又は祝日（以下これらを「休業日」という。）の場合はその翌日）まで受け付けるものとする。ただし、学外者が使用する場合は、使用する日の2週間前までの受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、センターが適当と認めた場合は、受け付けることとする。

(使用許可)

第5条 研究科長は、前条第1項の学外者の申請を適当と認めたときは、必要な条件を付して使用許可書を当該申請を行った者に交付し、使用を許可する。

(使用料)

第6条 前条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、名古屋大学固定資産貸付基準及び固定資産貸付料金表に定められたセンターに係る使用料及び別に定める教育用物品の使用料について、負担しなければならない。ただし、研究科等の職員及び学生が使用者である場合は、この限りでない。

2 前項のセンターに係る使用料は、使用許可書の交付日から使用する日の前日（休業日の場合はその翌日）までに納入しなければならない。教育用物品の使用料については、1ヶ月毎に集計し、月末又は翌月に当該使用者に請求する。

3 前項の規定にかかわらず、センターが適当と認めた場合は、随時集計し、請求する。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、天災、事変その他使用者の責めに帰すべきでない理由で使用できなくなったときは、その一部又は全部を返還する。

（使用日、使用時間等）

第7条 センターの使用日及び使用時間は、休業日以外の日の午前8時30分から午後17時15分までとする。ただし、センターが適当と認めた場合は、この限りでない。

2 使用許可書の交付後に使用の日時等を変更する場合は、使用者は、速やかにセンターにその旨を連絡し、第4条第1項に規定する申請の手続を再度行わなければならない。

（鍵の授受）

第8条 使用者は、センターを使用する際には、センターにおいて鍵を授受し、使用後は、遅滞なくセンターへ返却しなければならない。

2 前条第1項本文に定めるセンターの使用時間以外の時間にセンターを使用する場合は、病棟警務員室で鍵の貸し出し及び返却を行う。この場合、事前に受けた許可書（申込者控）を提示しなければならない。

（使用者の責務）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された使用目的以外の用途に使用しないこと。
- 二 許可された使用場所以外の場所を使用しないこと。
- 三 許可されたセンターの教育用物品以外の物品を使用しないこと。
- 四 許可されたセンターの教育用物品を、許可された使用場所以外に持ち出さないこと。
- 五 許可された使用時間を厳守すること。
- 六 研究科等の業務の遂行を妨げないこと。
- 七 使用に当たっては整理整頓に努め、使用後は、センターを原状に回復の上、清掃を行うとともに、退室時には、消灯、火気の点検及び戸締まりを行うこと。
- 八 火災その他の災害の防止に留意すること。
- 九 その他研究科長が管理上必要と認める指示をした場合は、これに従うこと。

2 使用者は、センターを善良な管理者の注意をもって使用するものとし、センターの設備、備品等

の全部若しくは一部を滅失、破損又は汚損した場合は、遅滞なくセンターに連絡し、その指示を受けなければならない。

（使用許可の取消等）

第10条 研究科長は、使用者が前条に掲げる事項に違反したと認められる場合は、使用許可を取り消し、その使用を中止させることができる。

(損害賠償)

第11条 使用者は、使用者の故意又は重大な過失により、センターの設備、備品等の全部若しくは一部を滅失、破損若しくは汚損し、又は使用許可書に付した条件に違反したことにより損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 センターは、管理に瑕疵があったと認められる場合を除き、使用者の使用によって発生した損害について、その責任を負わない。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、センターの使用に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この内規は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年2月1日から施行する。